

## 萩市サテライトオフィス誘致推進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、萩市サテライトオフィス誘致推進補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、中山間地域にICT関連企業等（以下「企業等」という。）のサテライトオフィスを誘致し、雇用の場づくりや移住の促進を図るとともに、多様な人材の交流を通じた地域の活力創出につなげ、集落活性化の新たなモデルを構築することを目的とする。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において「サテライトオフィス」とは、次の各号のいずれかに該当する業務を主として行う事務所をいう。

- (1) 本社機能の一部（総務部門等）を行う業務
- (2) 情報等システムの開発・運営・管理、プログラム等を行う業務
- (3) 各種設計、デザイン、編集等を行う業務
- (4) インターネットを活用した業務（eビジネス、eラーニング等）
- (5) 新製品の研究開発等を行う業務
- (6) 前5号に掲げる業務のほか、市長が認める業務

### (交付の対象及び補助率等)

第4条 市は、別表に定める補助要件を満たす事業実施主体が行う別表に掲げる事業であって、他の補助事業が適用されない経費につき、当該補助主体に対し補助する。

2 補助金の交付の対象となる経費の区分及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

### (交付の申請)

第5条 前条の規定による補助金の交付を申請しようとする企業等は、別に定める日までに補助金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請を行うにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請書を提出しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

### (補助金等の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、決定事項及び交付金額を萩市サテライトオフィス誘致推進補助金交付決定通知

書(別記第2号様式)により、適当でないと認めるときは、萩市サテライトオフィス誘致推進補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)によりそれぞれ通知する。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正して補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 4 市長は、第1項の規定に基づく交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請書が提出されたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方交付税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 5 市長は、前条第2項ただし書による交付申請書が提出されたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助事業の変更等に係る承認の申請)

第7条 前条の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた企業等(以下「補助事業者」という。)は、計画書の内容に次に掲げる変更を加えようとするときは、あらかじめ、計画変更承認申請書(別記第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更のいずれにも該当しない軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助金の額の変更を伴う事業費の変更又は事業費の10分の2以上に及ぶ変更
- (2) 事業の施行地の変更
- (3) 施設の主要構造又は主要機能の大幅な変更
- (4) その他計画の内容の大幅な変更

- 2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止(廃止)承認申請書(別記第5号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付の申請をした者は、第6条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から20日以内(市長が別に期間を定めたときは、その期間内)に申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 市長は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき又は補助事業等を遂行することができなくなったとき(補助事業者等の責めに帰すべき事情による場合を

除く。)は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費について、補助金等を交付することができる。

- (1) 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- (2) 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

#### (実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）は、補助事業を完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定された実績報告書の提出を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して提出しなければならない。

#### (是正のための措置)

第11条 市長は、第10条の実績報告書の提出があった場合において、当該補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者等に対し、これに適合させるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第10条の規定は、補助事業者等が前項の規定により命ぜられた措置の実施を完了した場合について準用する。

#### (決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱又はこの要綱の規定に基づく処分に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第6条の規定は、第1項の場合について準用する。

#### (補助金の額の確定等)

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査の上、当該補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、萩市サテライトオフィ

ス誘致推進補助金交付額確定通知書(別記第7号様式)により当該補助事業者等に通知する。

#### (補助金の交付)

- 第14条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長が必要があると認める場合は、概算払いにより交付をすることができる。
- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、精算(概算)払請求書(別記第8号様式)を市長に提出しなければならない。
  - 3 市長は前項の規定による精算(概算)払請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付する。

#### (補助金の返還)

- 第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者等に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払により交付されているときは、当該補助事業者等に対し、期限を定めて、その超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。
  - 3 補助事業者は、補助事業終了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに報告書(別記第9号様式)を市長に提出しなければならない。
  - 4 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

#### (財産の処分の承認)

第16条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

##### (1) 不動産及びその従物

(2) 取得価格又は効用の増加した額が1台につき50万円以上の機械及び器具(補助金等の交付の目的を達成する上で特に必要がないと認められるものを除く。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者等は、次に掲げる場合には、同項の承認を受けることを要しない。

(1) 補助事業者等が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合

(2) 当該財産の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数をいう。)の期間(市長が別に期間を定めたときは、その期間)を経過した場合

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

別表（第4条関係）

【補助要件】

- ・市外の企業等が、本拠とは別に市内へサテライトオフィスを開設すること。
- ・企業等のサテライトオフィス開設に向けて、萩市に進出する企業等（申請時点において、1年以上同種の事業等を営んでいる者）が実施する取組であること。
- ・企業等は、市内に常駐し、引き続き従前の事業活動を5年以上行うこと。
- ・企業等が個人事業者の場合は、過去3年間の平均年間所得が600万円以上であるか、その所得が見込まれること。
- ・対象経費について重複して、他の補助金を受けていないこと。

【対象経費・補助率等】

区分	補助対象経費	補助率	事業実施主体	補助限度額	適用期間等	備考 (補助要件等)
各種使用料・賃借料	通信回線使用料	2/3 以内 ※1	企業等	上限 年 2,000 千円	操業開始から 3年以内	
	不動産賃借料（家賃・駐車場等）			上限 年 1,200 千円		
施設改修経費	・通信回線の改修 ・建屋等の改修 等	2/3 以内 ※1	企業等	上限 20,000 千円 下限 2,000 千円	開設決定から 本格操業開始 半年以内	

※1 市が負担した対象経費の内、1/2を「山口県IT・サテライトオフィス誘致推進補助金交付要綱」に基づいて県に請求する。